

## 38—02 P

## 明細書又は図面の訂正

## 1. 明細書又は図面の訂正と関係する請求項

訂正を「請求項ごとに請求」する場合であって、明細書又は図面の訂正をするときは、その明細書又は図面の訂正に係る請求項の全てについて行う必要がある（特§126④、§134の2⑨→§126④、§120の5⑨→§126④）。

明細書又は図面の訂正と対応関係がない請求項（一群の請求項）については、通常、明細書又は図面の訂正を考慮せず、訂正前の明細書又は図面により解釈する。

例えば、図1の明細書の段落【0011】に記載される事項の訂正を行うときは、この明細書の段落【0011】の訂正と関係する請求項1及び請求項2について行う必要がある。

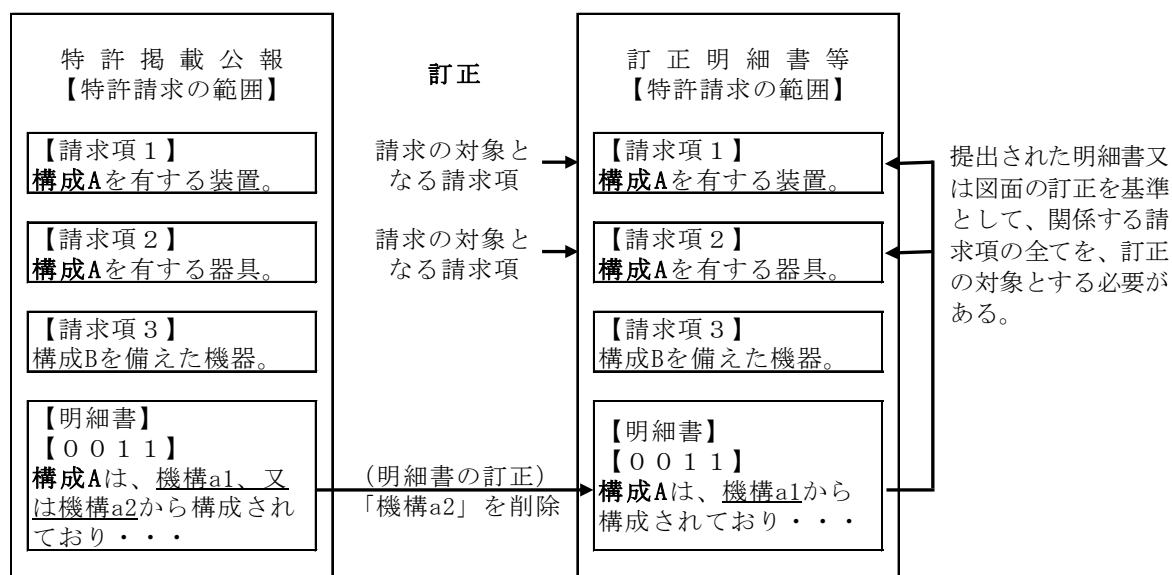


図1 訂正明細書と請求項との関係

特定の請求項と関係する明細書（又は図面）が訂正されたときは、その明細

書（又は図面）中の訂正事項は、当該請求項についての訂正事項として扱う。

例えば、特許請求の範囲が

「【請求項 1】 A機構と B機構を有するエアコン装置。

【請求項 2】 さらに C機構を有する請求項 1 記載のエアコン装置。

【請求項 3】 さらに D機構を有する請求項 1 又は請求項 2 記載のエアコン装置。

【請求項 4】 D機構の冷媒は E 製法で製造されることを特徴とする請求項 3 記載のエアコン装置。」

であって、明細書の【0020】に

「D機構の冷媒は E 製法で製造されるため、冷媒を破棄する際の艦橋不可が極めて高い。」

という記載があり、これを

「D機構の冷媒は E 製法で製造されるため、冷媒を破棄する際の環境への負荷が極めて高い。」

とする訂正（誤記の訂正）を、冷媒についての記載がある請求項 4 のみについて請求したと仮定する。

この場合は、請求項 4 に関する明細書のみが訂正されることとなり、請求項 3 に関する明細書には「艦橋不可」が残ることとなる。明細書の訂正を全請求項に反映させるには、明細書の訂正は、その訂正に係る全請求項について行う必要がある。

また、請求項ごとに訂正の請求をする場合であって、「発明の名称」を訂正するときは、明細書の「発明の名称」の記載は全請求項に係るものであるため、全請求項について行う必要がある。

## 2. 明細書又は図面の訂正と関係する請求項がないとき

明細書又は図面の訂正が、例えば、それらの誤記を訂正するものであって、訂正後のいずれの請求項に記載の発明の認定においても考慮する必要がないものであるときは、そのような明細書又は図面の訂正は、任意の請求項又は一群の請求項について行うことも、全請求項について行うこともできる。

ただし、いずれの請求項に記載の発明の認定においても考慮する必要のない明細書等の記載を訂正することは、通常必要がない。

(改訂 H30.9)